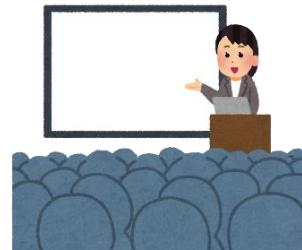


# 多文化共生アドバイザーを活用してみませんか

## 多文化共生アドバイザーとは？

多文化共生に取り組む**地方自治体の皆様**が、助言やノウハウの提供等を受けられるよう、多文化共生に関する活発な取組や、独自性・先進性のある取組を行っている地方自治体の担当部署又は職員を、**総務省が「多文化共生アドバイザー」として登録**しています。



### ※活用事例

#### ①コミュニケーション支援

- ・タブレット端末を利用した多言語翻訳に係る視察受入
- ・やさしい日本語に関する講演の講師派遣

#### ②生活支援

- ・災害時の外国人住民への対応方針についての調査
- ・外国人技能実習の受入に係る視察 など

## 全国各地に87のアドバイザー！

登録されているアドバイザー数は**87**（令和6年4月現在）。

**全ての都道府県**にアドバイザーが登録されています。

各アドバイザーの詳細は総務省自治行政局国際室ホームページ内の**「多文化共生アドバイザーネーム簿」**をご覧ください。



多文化共生アドバイザーネーム簿のURL

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chihoh/02gyosei05\\_04000075.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chihoh/02gyosei05_04000075.html)

※アドバイザーの活用を希望される場合は、直接アドバイザーにご相談ください。

## 活用に要した経費は特別交付税措置の対象です！

以下の経費が特別交付税措置の対象となります【市町村のみ】

- ・アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金
- ・講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費
- ・アドバイザーへの訪問に係る旅費
- ・その他、アドバイザーの活用に要する経費



## お問い合わせ先

総務省自治行政局国際室

電話：03-5253-5527

メール：kokusai@soumu.go.jp (※は@に変換してください)